明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業五）　一
〔告示〕
○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（経済産業四二）　一

省令

○経済産業省令第五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

経済産業大臣　海江田万里

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次の一号を加える。

十五　本邦において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第二号に規定する原子力緊急事態又は同条第一号に規定する原子力災害等の災害が発生した場合における援助の用に供するため外国政府、国際機関等から輸入した貨物に付随して提供された使用に係る技術を、当該援助の終了後当該貨物の返送のための輸出に付随して提供する取引

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○経済産業省告示第四十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月十六日

経済産業大臣　海江田万里

本則第一号8の次に次のように加える。

9　本邦において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第二号に規定する原子力緊急事態又は同条第一号に規定する原子力災害等の災害が発生した場合における援助の用に供するため外国政府、国際機関等から輸入した貨物であって、当該援助の終了後返送のために輸出するもの